

令和5年第2回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月8日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 氷川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 氷川町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 氷川町情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第 6号 氷川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第 7号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第 8号 氷川町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 9号 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第10号 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第11号 氷川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第12号 氷川町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第13号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第14号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第15号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第20 | 議案第16号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第12号）について |

- 日程第21 議案第17号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)について
- 日程第22 議案第18号 令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第3
号)について
- 日程第23 議案第19号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)について
- 日程第24 議案第20号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第
3号)について
- 日程第25 議案第21号 令和5年度氷川町一般会計予算について
- 日程第26 議案第22号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計予算につ
いて
- 日程第27 議案第23号 令和5年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第24号 令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算につ
いて
- 日程第29 議案第25号 令和5年度氷川町下水道事業会計予算について
- 日程第30 議案第26号 第2次氷川町総合振興計画後期基本計画の策定につ
いて
- 日程第31 請願第1号 物価高騰に見合う年金額引き上げを求める意見書を
国に提出していただくことを求める請願書について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 飯田健二 | 2番 | 西尾正剛 |
| 3番 | 木下厚 | 4番 | 清田一敏 |
| 5番 | 長尾憲二郎 | 6番 | 吉川義雄 |
| 7番 | 上田俊孝 | 8番 | 三浦賢治 |
| 9番 | 上田健一 | 10番 | 松田達之 |
| 11番 | 片山裕治 | 12番 | 米村洋 |

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	濤岡美智代
企画財政課長	増永光幸	税務課長	平山早苗
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	岩本博美
農業振興課長	増住豪二	農地課長	前崎誠
建設下水道課長	星田達也	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） ただいまから、令和5年第2回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、8番、三浦賢治君、9番、上田健一君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月17日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した陳情等は、タブレットにあります陳情等一覧表のとおりです。

3番、竜北漁業協同組合の実態については、産業建設厚生常任委員会に付託しましたので報告します。

ほか2件は資料を配付します。

次に、例月現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので、報告します。

次に、令和5年第1回氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、会議結果の報告が提出されていますので、報告します。

次に、令和5年第2回八代生活環境事務組合定例会が開催され、会議録が提出されていますので、報告します。

なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

○議長（米村 洋君） 日程第4、行政報告について、町長からの発言の申出がありました。これを許します。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 二十四節気のひとつ、啓蟄を過ぎまして、春の訪れを感じる頃になりましたけども、議員各位には、日々御活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和5年第2回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、御多忙の中に関わりもせずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より町政運営にあたりまして、格段の御理解と御協力を賜り、心より

感謝とお礼を申し上げます。

まずは、先月 8 日に発生しました導水管の漏水による上水道広域断水につきまして、八代生活環境事務組合管理者としておわびを申し上げます。

状況につきましては、2 月 8 日の午前中に、導水管の漏水が確認され、修繕工事に取りかかりましたが、氷川ダムの調圧水槽への流入バルブでの止水が出来なかったことや、導水管がコンクリートで固定されていたことなどから、修繕作業に時間を要しました。その結果、配水池の水位が低下し、給水を停止せざるを得なくなったところであります。

なお、このたびの断水に関しましては、国土交通省をはじめとする多数の皆様方から御支援をいただきましたことを申し添えたいと思います。

さて、本年度も残り 3 週間余りとなりましたが、本年度の主な事業の取組について総括をしたいと思います。

本年度も大雨や地震など、全国各地で大規模な自然災害が発生し、尊い命と貴重な財産が奪われました。心より御悔みと御見舞いを申し上げます。氷川町においては、風水害等の自然災害が少なく、比較的平穏な年ではあったものの、東日本大震災から 12 年、熊本地震から 7 年の歳月を経て、改めて災害に対する備えを万全にしておく必要があると痛感しているところであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者が減少しており、5 月 8 日からは現在の 2 類から 5 類へと引下げられ、マスクの着用も自主性に任せる政府方針が示されました。ただ、日々、新規感染は確認されておりまして、終息までにはまだ時間がかかるようでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した令和 4 年度事業につきましては、全町民を対象とした第 3 次及び第 4 次地域振興券発行事業、第 3 次農業収入安定化事業、竜北物産館感染防止対策事業、スマート田園・氷川推進事業、地区公民館感染予防対策機器購入事業、行政業務デジタル化推進事業等、41 の事業を実施したところでありまして、国県の事業と相まって、相応の効果を果たしたものと感じております。

宇城・氷川スマートインターチェンジの開通から 9 年、アクセス道路全線開通から 7 年が経過し、多くの皆様方に御利用をいただいております。直近のスマートインターチェンジの通過利用実績といたしましては、1 日平均 2,342 台が通過しております。それ以外の車両を含むアクセス道路の 1 日の交通量は約 6,000 台を超えておりまして、相当の御利用をいただいております、役立っているものと感じております。

なお、アクセス道路につきましては舗装の傷みがひどく、年次計画で修繕をしておりますが、今後も社交金事業等を活用し、財源を確保しながら実施するとともに、県道への昇格についても、宇城市と連携して、県へ強く要望してまいります。

ふるさと納税事業につきましては、本年度も順調に伸びを示しております。本年 2 月末現在で寄附件数が 8,961 件、寄附金額が 8 億 4,828 万 1,600 円の実績となっており、町及び特産品の PR と自主財源の確保に役立っているところであります。

また、企業版ふるさと納税につきましても、元旦ビューティ工業様、火乃国食品様などから納付があり、地方創生事業に活用をいたしました。

竜北西部学童保育所建設事業につきましては、当初の計画どおりの施工が見込まれております。ほぼ完成しているところであります。

したがいまして、ペルー共和国から平岡ルイス様御家族、及び蒲島知事を招いて、3月31日に落成式を挙げる予定で準備を進めておりますので、議員各位の御臨席をぜひお願いいたします。

県営事業で施行されております県道氷川八代線道路改良工事は、年度末に竣工の予定で施工されており、竜北地区湛水防除事業につきましては、氷川排水機場の基礎工事は順調に進捗いたしております。ただ、導水路工事につきましては、施工方法の見直しが必要で、工事費が増額されております。

また、下水道宮原処理区の八代北部流域下水道への編入につきましても、熊本県と協議し、計画を一部見直したところであります。

分野ごとに申し上げますと、産業振興の分野では農地集積加速化事業において、既に法人化した野津南、アグリ吉野、アグリ鹿島、肥の川南、東網道、令和きたかの6法人で、農業機械の共同利用によるコスト削減と農地集積が図られております。

あわせて、氷川町農事組合法人連絡協議会を核として、町内の各農事組合法人の連携により、各法人組織の機能強化と農業経営改善に向けた広域的な活動を支援したところであります。

次代の農業を担う経営感覚にすぐれた経営体の育成を図るため、産地パワーアップ事業に取り組み、農業用施設の整備並びに農業用機械設備等の更新拡充が図られました。

農業基盤整備事業では、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業による氷川大堰の改修が完了したところであります。

多面的機能支払い交付金事業は30地区で取り組まれておまして、氷川町広域協定を締結し、氷川土地改良区が事務局となり、1つの事業体として活動を行っており、各地区内の農道及び排水路等の環境整備が図られております。

森林環境譲与税を活用して、早尾地区の森林現況調査を実施いたしました。

住宅リフォーム促進事業も利用が多く、2月末現在で利用件数38件、実工事費5,380万2,000円、補助金額にして636万円の実績であります。町内の経済活性化に役立っているものと思います。

7年目となります商工業者を対象とした創業支援事業所等整備促進事業につきましては、創業支援が2件、機械器具等整備2件が行われ、既存の商工業者の経営支援につながっております。

同じく、7年目となります若手後継者等育成特別推進事業においては、個別に経営革新指導を実施し、経営力の向上に向けた支援を行いました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止をしておりました梨マラソン大会、ウォーキング大会を開催し、今後、氷川まつり、ヘラブナ釣り大会も開催する予定であります。

保健、福祉の分野では、4年目となります、高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業につきましては、交付決定件数は横ばい状態でございます。その使用率は、1月末現在で59.15パーセントと伸び悩んでおります。

病児病後児保育事業につきましては、登録者数が44名、実利用者人数が75名、延べ利用者数は153名の利用実績であります。

特定健診事業につきましては受診率が伸び悩んでおりますので、受診勧奨を行うとともに、人間ドック及び各種がん検診費用助成の活用により、疾病の早期発見、早期治療に役立っているものと思います。

ふれあいいいきサロン事業及び戦没者追悼式につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じ、実施をいたしました。敬老会は中止いたしました。

第2期氷川町子ども子育て支援事業計画に基づき、妊娠期、乳児期から18歳未満までの切れ目ない支援施策を総合的かつ計画的に推進しております。

介護保険事業につきましては、氷川町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、介護が必要な高齢者の生活の支えとして実施しております。

災害ボランティア支援対策体制の整備を推進するため、連携協働ガイドラインに基づき、氷川町社会福祉協議会等と連携して、必要な訓練を実施したところでございます。

教育面では、全児童、全生徒へ配布いたしましたICT用教育タブレットの活用により学習環境の向上が図られるとともに、物価高騰対策として給食材料費の補助を行い、保護者の負担を求めず、給食の質の確保を図ったところであります。

宮原小学校及び竜北西部小学校校舎の教室及び廊下の研磨作業を施工し、安全面の確保につながりました。

本町の教育の特色でありますコミュニティ・スクール及び学校支援地域本部事業の取組では、地区防災組織との連携による広域防災訓練の実施や、地域連携による教育現場への直接的支援により、魅力ある学校づくりにつながっており、CSの日の発表では、県教育委員会をはじめ、県内各地から教育関係者が視察をされ、高い評価を受けたところであります。

生涯学習事業につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策を十分に行った上で、一部の町民体育祭及び各種講座、成人式を工夫して実施したところでございます。

生活環境の分野では、ごみ減量化宣言から4年が経過いたしました。2か所の常設リサイクル収集所も活用されており、電気式生ごみ処理機8台、生ごみコンポスト14台の普及と、資源ごみリサイクルの啓発を行い、町民の皆様のご協力により、少しずつではありますが、ごみの減量化が図られているところであります。

塩害対策の一環として、氷川浜牟田橋下流域への導水路設置工事については、県の事業として進められております。

あわせて、浜牟田橋下流のグラウンドの拡張及び駐車場も整備が完了し、環境改善につながったところであります。

防災防犯対策といたしましては、地区別防災計画に基づき、地区ごとに各種防災訓練が実施されており、防災意識の高揚が図られるとともに、防災行政無線を駆使し、必要な情報を適時適切に提供したところでございます。

野津防災公園、宮原防災公園につきましては、緊急時の避難場所として、平常時は住民の皆様方の憩いの場所として活用されております。

全世帯に配布しました氷川町防災マップにつきましては、各種災害ごとの被害想定区域及び被害程度等を色分けし、避難場所等を表示してあり、その活用により、防災意識の高揚につながっているものと考えております。

新規に設置しました防犯カメラ8基につきましては、証拠能力による関係者判明と防犯効果に役立っております。

八代広域行政事務組合鏡消防署氷川分署につきましては、氷川町はもとより、八代市の一部も管轄範囲となっており、地域の安全安心に役立っております。

空き家バンク事業につきましては、2月末時点で、空き家登録件数78件、利用希望者登録件数180件、本年度契約件数は10件の実績でございました。

行政運営の分野では、議会議事録作成支援システム及び行政事務のペーパーレス会議システムを導入しておりまして、その活用が図られているところであります。

第2次氷川町総合振興計画、第2期地方創生総合戦略並びに氷川町国土強靱化地域計画で示した、まちづくりの基本方針及び各種施策の遂行に努めたところであります。

また、氷川町第2次行政改革大綱及び実施計画に基づいた改革を確実に実践し、堅実な行財政運営を行うためにも、進捗状況の確認と成果の検証を実施し、常葉保育所につきましては、令和6年度末での廃園を決定したところであります。

適正な施設管理と効果的な運用を図るため、氷川町公共施設等総合管理計画に基づく検証を実施しております。

行政運営の原動力であります職員の能力開発と育成に尽力するとともに、人事考課制度につきましても、厳正に実施をしているところでございます。

国が進めるまちひとしごと地方創生関連では、地方創生加速化交付金を活用した事業を第2期定住自立圏共生ビジョンに基づき、八代市及び芦北町と連携して実施いたしました。

以上のとおり、各分野での事業推進に最善を尽くしてまいりましたが、議員各位並びに町民の皆様方をはじめ、関係機関の御協力のもと、全職員が一丸となって、職務に精励したことにより、相応の効果を得る行政運営が出来たと考えております。以上、令和4年度の行政報告といたします。

-----○-----

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 5 | 承認第 1号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 氷川町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 氷川町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 氷川町情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 6号 | 氷川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 7号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 8号 | 氷川町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 9号 | 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 10号 | 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 11号 | 氷川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 12号 | 氷川町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改 |

		正する条例について
日程第 17	議案第 13号	氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 14号	氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 19	議案第 15号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 20	議案第 16号	令和4年度氷川町一般会計補正予算（第12号）について
日程第 21	議案第 17号	令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第 22	議案第 18号	令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 23	議案第 19号	令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第 24	議案第 20号	令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第 25	議案第 21号	令和5年度氷川町一般会計予算について
日程第 26	議案第 22号	令和5年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
日程第 27	議案第 23号	令和5年度氷川町介護保険特別会計予算について
日程第 28	議案第 24号	令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 29	議案第 25号	令和5年度氷川町下水道事業会計予算について
日程第 30	議案第 26号	第2次氷川町総合振興計画後期基本計画の策定について

○議長（米村 洋君） 日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認についてから、日程第30、議案第26号、第2次氷川町総合振興計画後期基本計画の策定についてまでを一括議題とします。

町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） それでは、令和5年度の施政方針並びに提案理由の説明を行います。

政府は、昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、新型コロナウイルス感染症、国家秩序を揺るがすロシアのウクライナ侵攻、権威主義国家による民主主義・自由主義への挑戦、気候変動問題などの、我が国を取り巻く環境の変化とともに、国内では、輸入資材価格高騰による海外への所得流出、コロナ禍で更に進む人口減少、少子高齢化、潜在成長力の停滞、災害の頻発化、激甚化等の難局が、同時にかつ複合的に押し寄せてくる中、持続的な経済成長を期する新しい資本主義に向けた改革として、人、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーションの5分野について、計画的で大胆な重点投資を官民連携のもとで推進することとしています。これを踏まえて、令和5年度の予算要求に当たっての基本方針としては、年金、医療等の社会保障費は自然増額分の確保、地方交付税交付金等は「新経済・財政再生計画」との整合性に留意、義務的経費については前年度予算の範囲内、

その他の経費については前年度当初予算の90パーセント以内の額とするしました。

また、熊本県においては、平成28年の熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害の3つの課題への取組を最優先としてきた一方で、中期的な財政収支の試算によると、県債残高の増加や実質公債比率の上昇など、中長期的な財政状況も厳しい状況にあるとされています。

そこで、町の令和5年度予算編成においては、真に必要な事業への選択と集中を徹底し、将来負担を考慮する観点から、3つの課題への対応を最優先とし、その他の事業については必要性や緊急性を精査し、一般行政経費や投資的経費にシーリングを設定した上、歳入歳出の見直しを徹底するとしています。

さて、本町の令和3年度一般会計決算による実質収支は6億7,067万9,000円、繰越金や積立金取崩し額を含めた実質単年度収支は2,268万3,000円の黒字となり、経常収支比率は95.5パーセントと、前年と比べて3.2ポイント下降しました。

しかしながら、今後数年間は、公債費が9億円を超える状況が続くことが予想され、公債費への一般財源の充当を要因として、経済収支比率は高い水準で推移することが見込まれております。

また、令和3年度末における財政調整基金残高は15億19万6,000円で、前年度と比較して約2億3,768万円減少しており、財政調整基金を取り崩さなければ予算編成が出来ない状況は依然として続いており、一般財源歳出の抑制が急務となっております。

そこで、令和5年度一般会計予算の編成方針として、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、原油原材料価格の高騰や円高の進行に伴う物価高騰の影響により、各種費用も上昇傾向になることが想定されることに加え、令和5年度以降も県営湛水防除事業や下水道宮原処理区流域編入事業、公営住宅整備事業など、大きな財政需要が見込まれております。

重要な事業には必要な財源を確保する一方で、事務事業規模の精査を行うことで歳出の抑制を図り、その他の事業においては行政評価等の活用による事務事業の見直しを積極的に行いました。財政の健全化及び持続可能な行政運営に向けて、職員一人一人が町財政の厳しい現状について共通の認識に立った上で、思い切った合理化、効率化を行うなど、これまで以上に徹底したコスト意識のもと、メリハリのある予算編成に心がけたところであります。

対前年比13.5パーセント増の総額77億7,014万4,000円の当初予算としたところであります。

歳入では、町税、国県支出金、寄附金及び町債の増加を見込み、財源確保のため、財政調整基金から繰入れを行ったところであります。

歳出では、民生費及び公債費以外は全て増額予算といたしました。

氷川町が誕生して18年目を迎え、激変する社会情勢を的確に捉えて持続可能な基礎自治体としての方向性を見出す、大切な時期を迎えております。

令和5年度は住民生活の安寧を目指した行政運営と位置づけ、住民生活を最優先に考える多様性のある柔軟な視点と、財政健全化を見据えた徹底した行財政改革に取り組むとともに、国が掲げる新しい資本主義への改革を念頭に置き、氷川町総合振興計画並びに地方創生総合戦略に基づいた次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆様と協働しながら、「小さな町で、大きな幸せを感じ

る「田園都市・氷川」の実現に向け、堅実かつ積極的な町政の運営を行ってまいりますので、より一層の御支援をよろしくお願いを申し上げます。

1点目に、魅力あふれる産業の振興を図ってまいります。

安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業である農業、商工業に活力と魅力がなくてはなりません。農業振興策といたしましては、持続可能な農業経営を図るため、各種生産組織及び営農組織を中核とした組織型農業を推進するとともに、共同経営を視野に入れた、農事組合法人並びに担い手農家の育成を図ってまいります。

農地集積加速化事業につきましては、既に農事組合法人として設立をしております、アグリ吉野、野津南、アグリ鹿島、肥の川南、東網道、令和きたかのの経営安定に向け、更に支援を続けてまいります。農地課と農業委員並びに再最適化推進委員の皆様との連携により、熊本県中間管理機構を活用した農地の集積を積極的に推進いたします。

い業機械再生支援事業も継続して実施することとし、い業関連機械の維持管理費を支援することにより、生産機械の長寿命化を図ってまいります。

農業次世代人材投資事業及び有害鳥獣被害対策事業の国県事業を積極的に活用し、新規就農者の支援及び鳥獣被害の防止を図ります。

氷川町農業元気づくり支援事業におきましては、いちご減農薬推進事業、施設園芸薬剤抵抗性害虫対策、梨、柑橘、露地野菜、葉たばこ重要病害虫対策、家畜伝染病、花き日持ち性向上等々の事業、8つの事業を展開してまいります。

スマート農業普及促進事業及び農業用水浄水化装置普及促進事業は、町単独事業として、昨年引き続き実施いたします。

また、継続事業といたしましては、経営所得安定対策事業、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づく、農産物販売戦略強化対策、農産物輸出促進事業をはじめ、農地の利活用調整、利活用状況調査等の農業委員会の機能充実に支援する、機構集積支援事業及び耕作放棄地解消緊急対策事業に取り組むことといたしております。

農業経営の安定化と農家負担の軽減を目的といたしました農業収入安定化事業につきましては、施設共済保険と収入保険の2本柱で支援を行います。

水産基盤整備交付金事業では、アサリ、ハマグリ、稚貝の放流及び漁場の耕うんを継続して実施いたします。

森林環境譲与税を活用した町内の森林現況調査を継続して実施してまいります。

農業基盤整備促進事業として、団体営農業農村整備事業による笹尾新田地区排水路改修、島地地区排水路改修、砂川排水機場の造成、不知火干拓再整備に向けた若洲不知火地区土地改良事業の採択を目指すとともに、国営造成施設管理体制整備促進事業を氷川町土地改良区と連携して実施してまいります。

多面的機能支払い交付金事業につきましては、30地区で取り組まれておりますが、農村環境の保全と改善に向けた取組を支援するとともに、それぞれの地域に合った整備を、それぞれの地域の発想により行ってまいります。

竜北地区の県営湛水防除事業につきましては、排水機場の建設に着手するとともに、導水路の整備も見直した計画に基づき、熊本県とともに推進してまいります。

商工業振興策といたしましては、継続して創業支援事業所等整備促進事業を推進し、新規創業する商工業者の店舗及び機械器具の整備と、既存の商工業者の店舗リフォーム及び機械器具等の更新について支援を行います。

同じく継続事業として、若手後継者や創業予定者の経営力向上に向けた、ソフト面の支援を行うため、若手後継者等育成特別推進事業を継続して実施いたします。

住宅リフォーム促進事業につきましても、継続して実施することとし、中小建設業者の支援と、空き家対策としての地域環境の改善とともに、町内商工業者の振興を図ってまいります。

ネット通販販路拡大事業、地域資源活用特産品開発販路拡大事業を販売戦略商工会補助金として位置づけ、雇用の確保、商工会活動の支援と商工業者の経営革新を支援してまいります。

町単独のプレミアつき商品券の発行につきましては、発行枚数を増やして実施し、町内における購買力の向上を目指してまいります。

企業誘致活動につきましては、菊陽町に進出するTSMC関連企業の誘致を目指すとともに、その受皿となる農振除外及び農地の転用について、県と協議してまいります。

道の駅竜北、竜北公園、宮原まちづくり酒屋、立神峡公園、秋山幸二ギャラリーが相互に連携をとりながら、その活用を図ることとし、町外からの氷川町内への誘致を促進してまいります。

アフターコロナ、ウィズコロナの観点から、氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会など、各種イベントにつきましても、参加者増加への工夫を行い実施するとともに、町外からの交流人口を増やし、地域経済の活性化を図ってまいります。

2点目に、地域でいきいきと暮らせる、保健福祉のまちづくりであります。

新型コロナウイルス感染症予防対策は最優先で取り組んでまいります。

生活の安定は健康づくりという視点から、疾病の早期発見、早期治療を促進し、町民の皆様の健康増進と医療費の抑制を図るため、保健予防健診事業及び健康相談、保健指導、食生活改善指導を更に強化し、推進してまいります。

高齢者等福祉タクシー利用料金支援事業を継続し、交通手段が乏しい高齢者及び障がいをお持ちの皆様方を支援してまいります。

病児病後児保育が八代北部地域医療センターを事業主体として実施されております。今後も、その運営並びに財政支援を行います。

八代市、市郡医師会と連携して設置した八代地域在宅医療・介護連携支援センターを核として、八代地域の全体の地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

第8期氷川町介護保険事業計画に基づき、対象者個々のニーズに応じた適切な介護保険サービスを提供いたします。

人間ドック受診費用、各種がん検診費用、高齢者肺炎球菌予防接種費用、インフルエンザ予防接種費用の助成を継続して実施してまいります。

新規の事業といたしまして、3歳未満児の保育料の無償化を9月から実施いたします。

また、3歳未満児のおむつ代やミルク代など、子育てに関わる経済的負担を軽減するため、物価高騰対策子育て支援臨時交付金を支給するとともに、家事、育児に不安を抱えるヤングケアラーの家庭を訪問し、家事の支援を行う子育て世帯訪問支援事業を新たに創設し、実施してまいります。

子育て及び定住促進対策といたしまして、現在の高校生までの医療費の無料化、産前産後ホームヘルプ事業及びすこやか赤ちゃん出産祝い金支給事業を継続して実施するとともに、保健師を中心とした氷川町子育て世代包括支援センターを充実さ

せ、子育て世代の支援を促進してまいります。

高齢者及び障害者福祉対策といたしましては、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、通所型介護サービス事業、高齢者及び障害者住宅改造助成事業の継続事業をはじめ、障害者総合支援法に基づく様々な支援事業を実施するとともに、就労支援などの自立支援にも取り組んでまいります。

特に、いきいきサロン事業につきましては、全地区で開催されておりますが、高齢者のみならず、地域の各年齢層、各年代の方々が関わりを持てる機会をつくり、地域全体で、地域ぐるみで高齢者を見守る環境づくりを進めてまいります。

町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画を踏まえ、各サービスの業務体系と職員の就業形態を改めたところでありまして、今後も社会福祉協議会の円滑な事業運営に努めるとともに、社会福祉協議会と民間施設との役割分担をきちんと図り、氷川町に適応した、社会福祉協議会独自の地域で支える介護、福祉の環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

3点目に、人を育む魅力ある教育の振興でございます。

昨年度、不登校の未然防止及びその解消を図り、児童生徒の登校、学校復帰を支援することを目的に、氷川町文化センター内に教育支援センターを設置いたしました。それぞれ活用を図っているところであります。今年度も更に活用を図り、それぞれの支援を行っていききたいと思っております。

中学生の英語検定受験助成事業を継続し、日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定費用の全部及び一部を助成し、英語に対する学習意欲の向上を図ってまいります。

小・中学校に導入が完了したICT機器、電子黒板タブレット等及びICT支援員2名を配置し、学習支援を行うことで、学力の向上を図ります。

継続して、県費教職員を指導主事として本町に配置する予定でございましたけれども、県の教育委員会も人が少ないということでございました。したがって、町単独で2名の指導主事を採用し、それぞれの事業の向上及び学級経営、生徒指導等への指導、助言を行うとともに、本町の教育の特色でありますコミュニティ・スクールへの取組を推進したいと思っております。

全小中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒教育支援事業及び地域ぐるみで学校運営を支援する学校支援地域本部事業も、継続して取り組んでまいります。特に要支援児童生徒支援員につきましては、これまでどおり、5校合わせて11名体制で支援をしてまいります。

継続事業として、宮原小学校の廊下の研磨作業を実施するとともに、教材備品等の購入につきましては、学校現場の要望を尊重して進めてまいります。

小学校部活動が社会体育に移行して5年が経過いたしましたが、今後も円滑な活動が図られるよう、指導者の育成等の支援を行うとともに、中学校部活動の地域指導への移行についても協議を開始してまいります。

幼児期における質の高い保育教育を支援するための子ども子育て支援事業計画及び新次世代育成支援対策行動計画に基づく事業を実行し、全ての子どもと子育て家庭が安心安全、健康に暮らせるまちを目指してまいります。

八火図書館も多くの町民の皆様方にご利用いただいておりますが、今後も蔵書数を増やすとともに、本施設を中核として学校図書館との連携を更に図り、積極的な図書活動を実施してまいります。

氷川町スポーツ協会及び氷川町文化協会の組織の強化と会員の拡大を目指して、

相互に連携を図りながら、社会体育と文化の振興に向けた支援を行います。

4点目は、魅力ある暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

地域環境への負荷軽減による自然と共生するまちづくりを目指して、太陽光発電施設等の費用助成を行う住宅用新エネルギー等導入促進事業につきましては、助成内容を見直すとともに、合併浄化槽設置助成事業を継続して取り組んでまいります。

ごみ減量化宣言から5年目を迎えますが、ごみ減量化を目指した電気式生ごみ処理機及びコンポスト購入助成は継続して実施し、積極的にその普及を図り、ごみの減量化に努めてまいります。

八代市環境センターにおける氷川町のごみ広域処理につきましては、八代市氷川町循環型社会形成推進協議会において協議を進めておりますが、委託方法について、市町の考え方に差異がありますので、方向性をしっかり見いだしていくとともに、委託料の設定並びに閉鎖後のクリーンセンターの処分等についても、最終の協議を進めてまいります。

海洋環境保全に資するとともに、河川環境保全への波及効果を目指して、海岸漂流物及び漂流海底ごみの回収処理事業を実施してまいります。

防災防犯対策といたしましては、熊本地震を踏まえ、一部見直した氷川町地域防災計画に基づく対応を徹底するとともに、氷川町防災マップ、地区別防災計画に基づき、防災訓練をはじめ、地区住民の皆様方の防災意識の醸成を推進してまいります。

防犯カメラにつきましては、防犯効果、証拠能力による関係者判明のツールとして効果がありますので、本年度は2基、増設をいたします。

防災行政無線を活用し必要な情報を適時適切に提供するとともに、災害対応資機材及び食料等の備蓄を計画的に進めてまいります。

消防団及び自主防災組織を核とした地域防災体制の充実と、地域ぐるみで見守る防犯体制を確立するとともに、機能的な組織づくりを図ってまいります。

特に、消防団につきましては、消防活動資機材及び装備の整備を図るとともに、団員定数につきましては、令和5年度、令和6年度、2か年をかけて、定員470名を目途に、各分団の主導により、暫時、団員定数の見直しを行ってまいります。

下水道事業につきましては、経営改善に向けた企業会計の移行を進め、竜北地区の各家庭の普及率の向上を図るとともに、県営事業で進めております宮原処理区の八代北部流域下水道への編入を、県と連携して進めてまいります。

集落内の道路、河川及び排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画と地区からの要望との整合性を図りながら、社会資本整備総合交付金等の国県の事業を積極的に活用しつつ、優先順位をつけて整備を行うこととしております。

町が管理する既設の橋りょうにつきましては、橋りょうの長寿命化修繕計画に基づき、こちらも優先順位をつけて改良工事を行います。

町内の住宅建築物の安全性の確保と耐震性の向上を図るための住宅建築物耐震改修促進計画に基づき、個別住宅耐震診断事業及びアスベスト調査、分析事業を継続して取り組みます。

氷川警察署跡地への優良賃貸住宅の建設に向け、用地の買収と建設事業者の募集を行うとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の解体と活用を図ってまいります。

定住促進施設施策の一環として、継続事業として、空き家バンクに登録した空き家リフォーム助成、引越し及び家財撤去費の助成を行うとともに、移住体験住宅を

活用し、移住希望者の体験宿泊や、空き家店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより県外からの移住者の受入れを行う移住定住促進プロジェクト事業の充実を図ってまいります。

5点目に、住民自治を支える行政運営の推進であります。

自治体DXの一環として、国の交付金を活用して、スマート行政サービス推進事業に取り組むこととし、電子決済システム導入、住民票等のコンビニ交付システム導入、公共施設予約システム導入、行政手続オンライン化及び文書管理システム等の導入を行います。

議会議事録作成支援システム及び行政事務のペーパーレス会議システムの活用を図るとともに、オンラインによる在宅勤務に対応する環境を整備してまいります。

第2次氷川町総合振興計画、第2期地方創生総合戦略及び氷川町国土強靱化地域計画で示したまちづくりの基本方針並びに各種施策を着実に遂行するためには、財源が必要であります。創意工夫により、財源の確保と堅実な財政運営を図ってまいります。

氷川町第2次行政改革大綱及び実施計画に基づいた改革を確実に実践するとともに、堅実な行財政の運営を行うためにも、進捗状況の確認と成果の検証を行い、堅実な行財政運営に努めてまいります。

更に、効率のよい機能的な行政組織とするため、公共施設の管理運営計画に基づき、適正な施設管理と効率的な運用を図るための調査検討を更に進めてまいります。

行政運営の原動力であります職員の能力開発と育成に尽力するとともに、人事考課を厳正に行い、処遇へ反映させているところでありますが、その質を更に高めてまいりたいと思っております。

住民と行政の協働によるまちづくりを進めていく上では、町民の皆様との対話と協調が重要であり、情報を共有する必要があります。様々な機会を通して、民意の聴取と情報提供に努めてまいります。

大空町との人材交流及び物産の相互交流を継続するとともに、ペルー共和国との友好の絆を深めてまいります。

行政運営そのものが、SDGs、誰一人取り残さない社会の実現につながるものというふうに自負をいたしております。

これからも、職員とともに、住民主体の行政運営に取り組んでまいります。

以上、5つのまちづくり戦略を令和5年度の町政運営の基本方針として、「安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市・氷川」の創造を目指して、職員とともに全身全霊を傾注して、緊張感を持って取り組んでまいり所存でございますので、議員各位のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、令和5年度の施政方針といたします。

引き続き、提案理由の説明を行います。

本定例会に提案をいたしておりますのは、承認1件、条例の制定及び一部改正等14件、令和4年度一般会計並びに特別会計補正予算5件、令和5年度一般会計並びに特別会計予算5件、その他1件でございます。

承認第1号は、専決処分した令和4年度一般会計補正予算（第11号）について報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、氷川町個人情報保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

議案第3号は、氷川町個人情報保護に関する条例及び氷川町議会の個人情報の

保護に関する条例の制定に伴い、氷川町行政不服審査会条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、氷川町情報公開条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、氷川町個人情報保護条例の廃止に伴い、氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号は、町職員が地域活動や学校行事等における過失による事故により失職することを防止するとともに、他市町村制度との均衡を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、令和5年度から中学校部活動地域移行に関し、文化活動についても協議を行うことから、運動環境整備会議の名称を変更するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号は、氷川町個人情報保護条例の廃止に伴い、避難行動要支援者に関わる名簿情報の提供等に関し必要な事項を定めるため、関係条例を制定するものであります。

議案第9号は、国の基準の一部改正に伴い、氷川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、国の基準の一部改正に伴い、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、国の基準の一部改正に伴い、氷川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号は、竜北西部学童保育所が設置されることに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号は、国民健康保険法施行例等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、同文議決を求めるものでございます。

議案第16号から議案第20号までは、令和4年度一般会計並びに特別会計の補正予算でありまして、一般会計及び特別会計ともにそれぞれ過不足が生じておりますので、補正するものでございます。

議案第21号は、令和5年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比13.6パーセント増の77億7,014万4,000円とするものでございます。

議案第22号は、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年比1.9パーセント増の18億9,693万9,000円とするものでございます。

議案第23号は、令和5年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比0.7パーセント減の16億4,439万4,000円とするものであります。

議案第24号は、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比5.6パーセント増の2億1,139万8,000円とするものであります。

議案第25号は、令和5年度氷川町下水道事業会計予算でありまして、収益的収入6億2,416万8,000円、収益的支出5億6,712万9,000円を見込み、資本的収入8,779万7,000円、資本的支出2億9,601万6,000円を見込んでおります。

議案第26号は、第2次氷川町総合振興計画後期基本計画の策定について、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議をいただき、円満なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。施政方針並びに提案理由の説明といたします。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

ここで、11時15分まで暫時休憩します。

-----○-----

午前11時 3分

午前11時15分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、承認第1号から順次、詳細説明を求めます。企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 承認第1号、専決処分の報告及び承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年2月14日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めます。

開けていただきまして、1ページを御覧ください。

専決第1号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第11号）です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億8,647万円とするものです。

歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、8節、旅費30万円は、竜北西部学童保育所落成式に、ペルー共和国から平岡ルイス御夫妻を招待する航空運賃において、円安、早期予約割引の適用がないなどの理由で、予算の不足が見込まれるため増額したもので、10節、需用費30万円は、落成式に伴う、平岡ルイス御夫妻一同、関係者の昼食にかかる費用です。

15款、民生費、10項、児童福祉費、5節、児童福祉総務費、10節、需用費12万円は、竜北西部学童保育所落成式来賓等へ配布する昼食にかかる費用です。

12節、委託料80万円は、ペルーから送られた学童保育所展示室に展示する胸像等、展示品の成田空港からの受入れ業務を業者に委託する費用です。

続きまして、歳入について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金152万円を財源とするものです。

以上が専決第1号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第11号）の内容です。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

これで、承認第1号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 議案第2号、氷川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明いたします。

氷川町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本町における個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるためでございます。

条例の概要といたしましては、第2条で、この条例において、町の機関を、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定義しております。第3条で、個人情報取扱い事務について、事務の名称や事務をつかさどる組織の名称などを記載した、個人情報取扱い事務登録簿を作成することを定めています。第4条では、開示請求の手続について、第5条で、開示請求に係る手数料等を定めています。第8条で、氷川町行政不服審査会への諮問することができる事項、第9条で、毎年1回、運用状況を公表することとしています。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

なお、附則において、氷川町個人情報保護条例の廃止及び氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正を行います。これで、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号、氷川町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町行政不服審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正による氷川町個人情報の保護に関する法律施行条例及び氷川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、氷川町行政不服審査会の所掌事務の一部を改正するものです。

改正内容を新旧対照表で御説明いたします。

第3条の審査会の所掌事務に、情報公開条例の規定による実施機関の審査請求に関する諮問、個人情報保護法の規定の審査請求に関する諮問、議会個人情報保護条例の規定による審査請求に関する諮問に応じ、調査審議することを明確にしています。第7条の2から第7条の5を追加し、情報公開制度又は個人情報保護制度に係る審査請求に関する調査権限について定めています。また、第16条で、秘密を漏らした者への罰則規定を設けています。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。これで、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号、氷川町情報公開条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法の不開示情報と氷川町情報公開条例の不開示情報との整合を図るためでございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたします。

第7条の公文書の開示義務について、不開示情報の規定を個人情報の保護に関する

る法律と整合を図り、整理を行っております。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。これで、議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号、氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、氷川町個人情報保護条例の廃止に伴い、個人情報の保護について、根拠規定を改めるものです。

改正内容を新旧対照表で御説明いたします。

第21条中、「氷川町個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、その他の字句等を整理いたしております。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。これで、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号、氷川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町職員が地域活動や学校行事等における過失による事故により失職することを防止するとともに、県内他市町村制度との均衡を図るものでございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたします。

第5条、失職の例外について、例外の適用要件から「職務上生じたものである」を削除いたします。

この条例は、公布の日から施行することといたします。これで、議案第6号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、荒平健二君。

○生涯学習課長（荒平健二君） 議案第7号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和5年度から中学校部活動地域移行に関し、運動部活動だけではなく、文化部活動についても協議を行うことから、会議名称を変更するものです。

改正内容を新旧対照表で説明いたします。

11ページを御覧ください。

別表第2中、区分「運動環境整備会議」を「運動等環境整備会議」に改めるものでございます。

この条例は、附則で令和5年4月1日から施行するものでございます。以上で、議案第7号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 議案第8号、氷川町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について御説明いたします。

氷川町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、氷川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定による氷川町個人情報保護条例の廃止に伴い、避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

本町では、個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としておりましたので、改正個人情報保護法施行後は、目的外利用提供を行う場合に、典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定について条例に置くことが許容されないこととなります。このため、個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合については、改正個人情報法施行後は、外部提供を行うことが出来なくなりますので、個別条例を制定し、災害対策基本法に基づき、外部提供に際して、本人同意を不要とする旨などを規定することといたしました。

条例制定の主な内容につきまして、御説明いたします。次のページをお願いいたします。

第1条で、災害対策基本法第49条の1第2項又は第3項の規定に基づく避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報の提供に関し、本人の同意に関する特例、名簿情報の提供を受けた者の義務、その他必要な事項を定めるものとするとしております。第2条で、避難支援と関係者の範囲、第3条で名簿情報を提供することについて、本人の同意を得ることを要しないものとするとしております。第5条で、避難支援等以外の目的のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならないとしております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。これで、議案第8号についての説明を終わります。

続きまして、議案第9号、氷川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、令和4年、内閣府令第65条の制定による特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月16日から適用するものです。これで、議案9号についての説明を終わります。

続きまして、議案第10号、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、令和4年、厚生労働省令第159号、第167号及び第175号の制定による、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

主な改正内容につきましては、3ページ、新旧対照表を御覧ください。

安全対策の策定等についての規定、第7条の2を追加、次の4ページ、第7条の3第2項に、送迎バスの安全装置整備の義務化による規定を追加し、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。ただし、第13条の改正規定につきましては、令和4年12月16日から適用するものです。これで、議案10号についての説明を終わります。

続きまして、議案第11号、氷川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、令和4年厚生労働省令第159号及び第175号の制定による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

主な改正内容につきましては、3ページ、新旧対照表を御覧ください。

安全計画の策定等についての規定、第6条の2を追加、第6条の2第1項に、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならないとしております。

4ページをお願いします。

第12条の2、「業務継続計画の策定等」を追加、第13条第2項中、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改正するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。これで、議案第11号についての説明を終わります。

続きまして、議案第12号、氷川町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明いたします。

氷川町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、竜北西部学童保育所の建設工事の完了により、放課後児童健全育成事業の専用施設として竜北西部学童保育所が設置されることに伴い、同保育所を条例上に位置づけるため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、2ページ、新旧対照表を御覧ください。

第2条に、名称、竜北西部学童保育所、位置、氷川町鹿島1654番地1を追加するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。これで、議案第12号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第13号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正

する条例について御説明いたします。

氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改正するものでございます。

3ページ目の新旧対照表を御覧願います。

第6条で、出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改めます。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。これで、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び国民健康保険税の軽減判定基準額が改正となるため、条例の一部改正をするものでございます。

3枚目の新旧対照表を御覧願います。

第2条で、保険料の後期高齢者支援金等賦課の限度額を20万円から22万円に改めます。また、軽減関係につきまして、第22条の2号において、5割軽減を示してあります。

次のページをお願いいたします。

軽減判定において、被保険者数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円に引上げ、3号で、2割軽減の軽減判定において、被保険者数に乗すべき金額を52万円から53万5,000円に改正いたします。それぞれ軽減の対象者を広げるものです。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。これで、議案第14号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 議案第15号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、規約第3条第10号の住民の交通災害見舞金に関する共同処理する事務から玉名市が令和5年6月30日をもって脱退するため、事務の変更及び規約の一部を変更するものでございます。これで、議案第15号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第16号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第12号）について御説明いたします。

令和4年度氷川町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,533万8,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ85億7,113万2,000円とするものです。補正の概要は、歳入歳出ともに、実績、今後の見込みなどによる減額が主なものです。

6ページを御覧ください。

第2表、繰越し明許費です。15款、民生費で3事業、25款、農林水産業費で3事業、35款、土木費で5事業、45款、教育費で1事業、計12事業において、年度内完了が見込めないことから、繰り越すものです。

7ページを御覧ください。

第4表、地方債補正です。商工債を追加し、総務債、農林水産業債、土木債、消防債、教育債の限度額をそれぞれ変更するものです。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

37ページを御覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、12節、委託料、ふるさと納税事業支援業務委託料3,660万円は、ふるさと納税の歳入総額を9億100万円と見込み、6,100万円を増額したことにより、支援業務委託料を併せて増額するものです。

39ページを御覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、85目、ふるさと氷川応援寄附金、24節、積立金6,093万7,000円は、ふるさと納税の歳入増に伴う増額分と基金利息を合わせて増額し、基金へ積み立てるものです。

51ページを御覧ください。

15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、18節、負担金補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金追加支給分155万円は、令和4年度低所得者の子育て世帯生活特例給付金の対象者に、1世帯当たり2万円、第2子以降1人当たり5,000円を加算支給するもので、全額、県の補助金を財源とするものです。

56ページを御覧ください。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、22節、償還金利子及び割引料1,500万7,000円は、主に新型コロナウイルスワクチン接種にかかる国庫補助金負担金の返還金です。

60ページを御覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、5目、農業委員会費、1節、報酬、農地利用最適化活動委員実績報酬388万8,000円は、農業委員農地利用最適化推進委員の能率活動成果分に係る報酬分を、法改正により新たに区分し、支給することによる計上です。

63ページを御覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費、18節、負担金補助及び交付金、県営事業負担金1,165万7,000円は、竜北地区湛水防除事業費の確定に伴う負担金の増額です。

69ページを御覧ください。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費、14節、工事請負費、国道河原鹿島西網道線道路改良工事400万円は、道路拡幅工事に伴う増額です。

次に、歳入の主なものを御説明いたします。

10ページを御覧ください。

5款、町税、5項、町民税が1,898万7,000円の増額見込みです。

11ページを御覧ください。

5款、町税、10項、固定資産税が5,473万4,000円、5款、町税、20項、町たばこ税が639万5,000円のそれぞれ増額見込みです。

13ページを御覧ください。

20款、5目、法人事業税交付金は、847万6,000円の増額見込みです。

14ページを御覧ください。

45款、5項、5目、地方交付税、5節、普通交付税は、交付額確定に伴い、9,562万3,000円の増額です。

17ページの65款、国庫支出金から、24ページの70款、県支出金までは、交付対象となるそれぞれの事業費の実績見込みに基づき、主に減額計上となっています。

25ページを御覧ください。

75款、財産収入、10項、財産売払い収入、10目、5節、物品売払い収入40万4,000円は、福祉課所有の10人乗りワゴン車の売払いによる収入です。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節、財政調整基金繰入金につきましては、交付税や町税の増額が見込まれるため、2億7,400万円を減額するものです。

28ページから29ページを御覧ください。

99款、町債は、説明欄記載の対象事業のそれぞれ財源とするものです。

86ページ以降の給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。これで、議案第16号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第17号、令和4年度、氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,336万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億4,883万2,000円とするものです。

歳出の主なものを御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

10款、保険給付費、5項、療養諸費、5目、一般被保険者療養給付費及び15目、一般被保険者療養費の18節、負担金補助及び交付金791万9,000円と132万6,000円の減額は、見込みによる減額でございます。

10項、高額療養費、5目、一般被保険者高額療養費、18節、負担金補助及び交付金320万円の増額は、高額療養費の見込みによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

30款、保健事業費、5項、5目、特定検査等事業費、12節、委託料、370万9,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

次に、歳入の主なものを御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、5節、普通交付金9,288万7,000円の減額は、保険給付費の減額によるものです。

8ページをお願いいたします。

45款、5項、10目、繰越金、5節、その他繰越金9,556万8,000円は、保険給付費の歳入不足分によるものです。ここ数年、補正後、7,000万円から8,000万円となっております。

16ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。これで、議案第17号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 議案第18号、令和4年度氷川町介護保険特別会計予算（第3号）について御説明いたします。

令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,851万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,842万4,000円とするものです。

歳出の主なものから御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

10款、保険給付費、23項、5目、高額医療合算介護サービス等費、18節、負担金補助及び交付金100万円は、医療保険利用と介護保険利用の1年間の合計自己負担額がある一定の額を超えたときに支給する費用となり、不足が生じたので、増額しております。

19ページをお願いいたします。

35款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、10目、償還金、22節、償還金利子及び割引料32万7,000円の増額は、国への返還金となります。

次に、歳入の主なものを御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

5款、保険料、5項、介護保険料、5目、第1号被保険者保険料、5節、現年度分、普通徴収保険料618万円の増額は、介護保険現年度分の徴収実績です。

5款、保険料、5項、介護保険料、5目、第1号被保険者保険料、15節、滞納繰越し分普通徴収保険料131万円の増額は、介護保険滞納分の徴収実績で、収納率69.8パーセントです。

7ページをお願いいたします。

15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、調整交付金、5節、現年度分調整交付金、529万8,000円の変更申請に伴う増額となっております。

8ページをお願いいたします。

20款、5項、支払い基金交付金、5目、介護給付費交付金、5節、現年度分、5,302万2,000円の増額となります。実績見込みにより、変更申請となっております。

10ページをお願いいたします。

40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、25目、低所得者保険料軽減繰入金、

10節、過年度分84万4,000円の増額は、令和3年度の非課税世帯の保険料軽減に対する実績による追加分となります。これで、議案中第18号、令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第19号、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,934万3,000円とするものです。

歳出の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

10款、後期高齢者医療広域連合納付金、5項、後期高齢者医療広域連合、5目、後期高齢者医療広域連合納付金、18節、負担金補助及び交付金の185万8,000円の減額は、負担金確定によるものです。

続きまして、歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

5款、5項、後期高齢者医療保険料、5目、特別徴収保険料853万5,000円の減額及び10目、普通徴収保険料776万8,000円の増額は、見込みによるものです。

7ページをお願いいたします。

20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、5目、5節、事務費繰入金、128万円の減額及び10目、5節、保険基盤安定繰入金109万2,000円の減額は、事業費及び負担金決定によるものです。これで、議案第19号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 議案第20号、令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案第20号、令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,333万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億381万1,000円とするものです。

4ページを御覧ください。

地方債補正としまして、下水道債6,280万円を5,360万円に減額します。

次に、歳出の主なものについて説明を行います。

10ページを御覧ください。

5款、5項、公共下水道費、10目、公共下水道維持費、12節、委託料で、ストックマネジメント計画策定委託料について、国の2次補正予算に伴う補助金配分がありませんでしたので、全額を減額しています。なお、この減額分につきましては、令和5年度の当初予算で計上をしております

同じページの15目、公共下水道建設費、18節、負担金補助及び交付金で、八代北部流域下水道事業建設負担金の実績が出ましたので、その分の負担金として850万8,000円を減額しています。

次に、歳入の主なものについて説明をいたします。

7ページを御覧ください。

10款、使用料手数料、5項、使用料、5目、下水道使用料、5節、公共下水道使用料につきまして、令和5年4月1日からの公営企業会計移行に伴い、今回は、3月31日で打切り決算となることから、3月分の収入時期が例年、月末にありまして、その時期が見込めないため、その分1,200万円を減額しております。なお、この減額分につきましては、3月末もしくは4月初旬には収入がある予定です。

15款、国庫支出金、5項、国庫補助金、5目、5節、下水道補助金では、歳出で説明しましたストックマネジメント計画策定分の700万円を減額しています。なお、こちらにつきましても先ほどと同様、令和5年度の当初予算には、同額を計上しております。

12ページ以降の給与費明細書及び14ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、内容をご確認ください。これで、議案第20号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） ここで、1時15分まで暫時休憩します。

-----○-----

午前12時 4分

午後 1時15分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第21号、令和5年度氷川町一般会計予算について御説明いたします。

令和5年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

表紙をあけて開けていただきまして、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77億7,014万4,000円とするものです。

7ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為です。一般健診業務委託、人間ドック分ほか8件の計上です。

8ページを御覧ください。

第3表、地方債です。総務債ほか、各起債の借入れ限度額等の計上です。

次に、歳入を御説明いたします。

9ページの事項別明細書、1、総括歳入を御覧ください。

歳入合計は77億7,014万4,000円で、前年度比9億2,852万4,000円、13.6パーセントの増額です。

主なものとしましては、5款、町税10億1,876万6,000円の計上です。前年度比5,047万円の増額です。

80款、寄附金5億100万1,000円、ふるさと納税の増額を見込み、前年度比2億9,900万円の増額です。

99款、町債7億580万円、前年度比5億5,825万円の増額です。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

52ページを御覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、12節、委託料、ふるさと納税事業支援事業業務委託料3億円は、今年度の寄附目標額5億円に対する返礼品代金等を含む、ふるさと納税事業に係る委託料です。

55ページを御覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、30目、情報推進費、12節、委託料です。節合計6,596万9,000円の計上です。

主なものとしたしましては、住民票の写しなどの証明書の発行を全国最寄りのコンビニで発行できるコンビニ交付システム、クレジットカード、電子マネー等に対応したキャッシュレスサービス、スマートフォンや自宅のパソコンから施設の利用申込みや空き情報が確認できる公共施設予約システムなどを導入し、町民の皆さんの利便性、満足度の向上を図ります。また、行政側においては、電子決裁システムの導入により、紙様式によるアナログ運用からデジタル化により、コスト削減、事務の効率化に取り組めます。

58ページを御覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、30目、情報推進費、17節、備品購入費、一般備品1,522万1,000円の主なものは、ペーパーレス会議システムタブレット端末50台、電子決裁システム用ドキュメントスキャナ14台、キャッシュレス用機器一式分で、電子計算機152万1,000円は、基幹系業務用プリンター4台、デスクトップ端末2台を購入するものです。

61ページを御覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、85目、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金5億26万9,000円は、今年度の寄附受入れ額を5億円と見込み、基金利息と合わせて基金に積み立てるものです。

76ページを御覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、12節、委託料、氷川町地域福祉計画策定業務委託料458万8,000円は、5年ごとに策定を義務づけられている計画で、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画策定となります。

85ページを御覧ください。

15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、19節、扶助費、出産子育て応援給付金500万円は、応援給付金による経済支援と妊娠から子育て期を一貫してサポートする伴走型相談支援を一体的に行う事業で、国3分の1、県6分の1、町6分の1の負担割合で、妊婦1人につき5万円、新生児1人につき5万円を支給するものです。

次の、物価高騰対策子育て支援臨時給付金480万円は氷川町独自の給付制度で、子育てにかかる経済的負担を軽減し、子育て支援及び少子化対策を図るもので、3歳未満児1人につき3万円を給付するものです。財源の一部にふるさと氷川応援基金を活用しています。

子育て世帯訪問支援事業102万9,000円は、家事、育児に対し不安を抱える子育て世帯、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問し、家事支援を行うもので、事業費を国2分の1、県4分の1、町4分の1の割合で負担するものです。

15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、保育所費、18節、負担金補助及び交付金の下から2番目、常葉保育所転園費用補助金7万4,000円は、常葉保育所閉園に伴い、令和5年1月1日入所児童であって常葉保育所で卒園が出来ない児童について、転園費用を補助することにより、閉園による保護者の負担軽減を行うものです。

特定教育保育施設給食費補助189万6,000円は、物価高騰による保護者の負担軽減のための給食補助で、財源の一部にふるさと氷川応援基金を活用しています。

93ページを御覧ください。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、総額1億1,835万4,000円のうち、新型コロナワクチン接種関連の費用5,635万9,000円を計上し、アフターコロナにおける町民の生命、健康を守るワクチン接種体制を整えるもので、財源を国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金及び体制確保事業費補助金とするものです。

100ページを御覧ください。

20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、14節、工事請負費2,255万6,000円、廃棄物処理施設整備工事は、令和6年度以降、町直営にて、資源物、不燃物処理をする必要があるため、その処理施設を整備するものです。

17節、備品購入費、213万5,000円一般備品の主なものは、各地区へ設置するごみステーション3基、また、新たに整備する処理施設用の自走式粉砕機1台ほか、処理施設に必要な備品を購入するものです。

104ページを御覧ください。

25款、農林水産業費、5目、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の説明、上から6番目、農業収入安定化事業補助金4,097万6,000円は、農業者の経営の安定を図るための共済制度や収入保険への加入を促進するため、農業共済掛金や収入保険料の2分の1を補助するものです。

112ページを御覧ください。

30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金、上から4つ目、商工会補助金1,230万円においては、プレミアム付商品券販売事業の補助額を200万円増額し、町内事業所でのさらなる消費喚起による地場産業の活動活性化を図るものです。

119ページを御覧ください。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、14節、工事請負費、道路照明整備工事515万円は、野津橋、松本橋の水銀灯式の照明をLED化するもので、町道吉本本山線道路舗装補修工事ほか、3路線の修繕工事と合わせて、4,515万円の計上です。

125ページを御覧ください。

35款、土木費、25項、住宅費、住宅管理費、14節、工事請負費、町営住宅解体工事3,200万円は、吉本団地8棟27戸、久保団地2棟4戸を、老朽化により解体するものです。

156ページを御覧ください。

45款、教育費、25項、保健体育費、15目、学校給食施設費、14節、工事請負費1億2,168万2,000円は、学校給食共同調理場改修工事で、17節、備品購入費2,177万1,000円、一般備品の主なものは、購入から20年を経過し、不具合が頻繁に起きている、炊飯システムを買い換えるもので、1,902万

9,000円の計上です。

157ページを御覧ください。

55款、5項、公債費、5目、元金、22節、償還金利子及び割引料に、9億2,755万7,000円の計上です。前年度比3,097万2,000円の減額ですが、こちらは、平成24年度に借入れた、竜北東小学校耐震補強大規模工事事業に係る起債の償還が完了したことによるものです。

159ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。これで、議案第21号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第22号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

令和5年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億9,693万9,000円とするものです。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為にて、特定健診（人間ドック分）業務委託に関して、令和6年度に限度額2,110万円を計上しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

10款、保険給付費、5項、療養諸費、5目、一般被保険者療養給付費、18節、負担金補助及び交付金11億6,900万円は、昨年より1,900万円ほど増額を見込んだ診療報酬分を計上しております。

15ページをお願いいたします。

10項、高額療養費、5目、一般被保険者高額療養費、18節、負担金補助及び交付金11億6,900万円は、昨年より1,300万円多く見込んだ高額療養費を計上しております。

20ページをお願いいたします。

30款、保健事業費、5項、5目、特定健診診査等事業費、12節、委託料、特定健診受診率向上対策事業委託料359万5,000円は、国の10分の10の特別交付金を活用した、新規に取り組むものでございます。県内で11の自治体が取組み、多くが受診率の向上につながっております。これまでの個人の受診データをAIにより分析し、その人に合った様式で、未受診者への受診勧奨通知を行う業務委託でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

5款、5項、国民健康保険税、5目、一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額3億7,806万円は、昨年11月の徴収状況により計上しております。

9ページをお願いします。

25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、本年度予算額13億9,471万2,000円は、療養給付費の見込額となります。

23ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。これで、議案第22号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 議案第23号、令和5年度氷川町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

令和5年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億4,439万4,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。氷川町通所型サービス事業業務委託、期間、令和8年度まで、限度額、3,594万9,000円、氷川町一般介護予防事業業務委託、期間、令和8年度まで、限度額、1,801万2,000円でございます。

5ページの歳入歳出当初予算事項別明細書で御説明させていただきます。

歳入の主なものとしまして、5款、保険料、3億2,143万1,000円、前年比278万円の減額です。

15款、国庫支出金、4億2,186万6,000円、前年比626万7,000円の増額です。

20款、支払い基金交付金、4億2,753万2,000円、前年比436万円の減額です。

25款、県支出金、2億2,551万6,000円、前年比117万1,000円の減額です。

40款、繰入金、2億4,699万1,000円、前年比789万9,000円の減額です。

歳入の減額につきましては、歳出の項目から、負担割合により算出するため、減額となります。

次に、歳出を御説明いたします。

次の6ページを御覧ください。

歳出の主なものとしましては、5款、総務費、2,221万6,000円、前年比340万1,000円の増額です。増額の理由は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする介護保険事業計画の策定費のための増額が、主な理由となります。

10款、保険給付費、15億4,051万3,000円、前年比701万1,000円の減額です。10款につきましては、過去3年間の平均値を参考に、本年度の給付実績を考慮して計上し、減額としております。

17款、地域支援事業費、8,015万3,000円、前年比823万8,000円の減額です。17款につきましては、令和4年度で、令和6年から令和8年度までを計画期間とする介護事業計画作成のためのニーズ調査費と、介護予防事業における公用車購入費を計上してございましたので、令和5年度は減額となっております。

歳入歳出の合計額16億4,439万4,000円は、前年度16億5,614万円に対し、1,174万6,000円の減額となります。

27ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。これで、議案第23号、令和5年度氷川町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第24号、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別

会計予算について御説明いたします。

令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,393万8,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為におきまして、後期高齢者健診、人間ドック分業務委託に関しましては、令和6年度に限度額21万円を計上しております。

次に、歳入歳出当初予算事項別明細書から歳入を御説明いたします。

5ページの1、総括歳入をお願いいたします。

歳入合計は、本年度予算額の1番下の行で、2億1,393万8,000円、前年比1,140万円の増となります。

主なものといたしましては、5款、後期高齢者医療保険料、1億4,000万9,000円、前年比814万5,000円の増で、広域連合による算定による増額となります。20款、繰入金6,768万4,000円、前年比226万6,000円の増は、保険基盤安定繰入金で後期高齢者医療広域連合の算定によるものです。

次に、歳出を説明いたします。

6ページの歳出をお願いいたします。

歳出合計は、本年度予算額の1番下の行で、2億1,393万8,000円、前年比1,140万円の増となります。

主なものといたしましては、10款、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,925万9,000円、前年比1,109万2,000円の増は、広域連合の算定による被保険者保険料負担金の増額によるものです。

15款、保健事業費1,316万1,000円、前年比126万円増の主な内容は、11ページをお願いいたします。

15款、保健事業費、5項、健康保持増進事業費、5目、健康診査費、12節、委託料529万4,000円は、広域連合の試算で、受診者増により、昨年度より125万円ほどの増額と見込んだものでございます。

14ページ、給与費明細書以降につきましては、御説明を省略させていただきます。これで、議案第24号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 議案第25号、令和5年度氷川町下水道事業会計予算について説明いたします。

議案第25号、令和5年度氷川町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

来年度より、公営企業会計となりますので、予算書の様式が地方公営企業法で定める様式に変更しています。

1ページをお開きください。

初めに、第2条、業務の予定量は、処理区域内人口を9,721人とし、これまでの実績などをもとに推計しました、年間有収水量96万991立方メートルを見込んでいます。この有収水量とは、処理水のうち、下水道使用料の対象となった分の水量でございます。

また、主な建設改良事業といたしまして、公共ます設置工事300万円を予定し

ております。

次に、第3条、収益的収入及び支出と第4条、資本的収入及び支出については、予算書の7ページの令和5年度氷川町下水道事業会計当初予算実施計画書で、御説明いたします。

ここで言います、第3条の収益的収支につきましては、主に下水道の維持管理にかかる経費、第4条の資本的収支につきましては、下水道の建設事業に係る経費ということでご了承ください。

なお、特別会計から公営企業会計の移行に当たり、各項目の積み上げ方法が従前と異なりますので、前年度との比較は出来ませんので、ご了承願います。

まず、収益的収入について説明いたします。

1款、公共下水道事業収益は6億2,416万8,000円を見込んでいます。

その内訳としましては、1項、営業収益1億5,407万円は、主なものとして、下水道使用料1億5,375万8,000円などを計上しております。

次に、2項、営業外収益4億7,009万8,000円は、一般会計からの補助金である他会計補助金3億1,006万6,000円と、ストックマネジメント計画策定に伴う国庫補助金700万円のほかに、収益的支出に対して、過去に償却資産を取得した際の国庫補助金などの財源を収益化した長期前受金戻入1億5,302万9,000円が主なものです。

続きまして、収益的支出について説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款、公共下水道事業費用は5億6,712万9,000円を予定しております。

その内訳としましては、1項、営業費用5億1,374万7,000円は、ストックマネジメント計画策定委託料1,500万円などの管渠費や、宮原浄化センター管理委託料4,865万円、流域下水道維持管理負担金7,147万1,000円などの処理場費、個別排水処理費、職員の人件費などを含む総がかり費、固定資産の減価償却費3億420万8,000円を計上しています。

次に、2項、営業外費用5,119万5,000円は、主なものとして、企業債の支払い利息、4,683万4,000円などを計上しています。

次に、3項、特別損失168万7,000円は、公営企業会計適用初年度の措置として、令和6年度6月に支給する職員の期末勤勉手当などの引当金に相当する額を計上しています。

次に、4項、予備費50万円を計上しています。

続きまして、9ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の収入から御説明いたします。

1款、資本的収入は8,779万7,000円を見込んでおります。

その内訳として、1項、企業債7,170万円は、公共下水道事業の下水道債を計上しています。

次に、2項、他会計補助金1,350万4,000円は、企業債の償還に要する経費に対する、一般会計からの基準内繰入れ額の補助金を計上しています。

次に、3項、負担金等では、259万3,000円の下水道事業受益者負担金を見込んでおります。

続きまして、支出は、1款、資本的支出は2億9,601万6,000円を見込んでおり、その内訳としましては、1項、建設改良費667万3,000円は、主なものとして、公共ます設置工事請負費540万円を計上しています。

次に、2項、流域下水道建設負担金6,825万3,000円は、八代北部流域下水道建設負担金を計上しています。

次に、3項、企業債償還金2億2,109万円は、建設企業債元金の償還金を計上しています。

それでは、予算書の2ページにお戻りください。

上から3行目の第4条、資本的収入及び支出の括弧書きについて読み上げます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億821万9,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額525万7,000円、当該年度分損益勘定留保資金（減価償却費－長期前受金戻入）1億5,117万9,000円及び当年度利益剰余金処分数額5,178万3,000円で補填するものと定めています。この資本的収入及び支出予算では、支出額に対し収入額を少なく計上していますので、不足分を当年度剰余金などで補填するものです。

続きまして、2ページの下から5行目の第4条の2、特例的収入及び支出につきましては、企業会計移行に伴うもので、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、令和5年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ465万7,000円及び560万8,000円を見込んでいます。これは、令和4年度の下水道特別会計を3月末日で出納閉鎖し、未払い金が発生しますので、令和5年度の企業会計へ引き継ぐために定めています。

次に、第5条企業債は、令和5年度に起こす企業債について、7,170万円を限度額として定めるものです。

次は、3ページの中ほどの第6条では、一時的な資金不足があった場合の短期的な借入れの限度額を2億円と定めています。

第7条では、予定支出の各項間の流用範囲を定めています。

次に、第8条では、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費としまして、職員給与費の2,067万2,000円を定めています。

次に、第9条、他会計からの補助金については、下水道事業運営のため、一般会計からの繰入れ総額を3億2,357万円と定めています。

4ページを御覧ください。

第10条、利益剰余金の処分については、当年度利益剰余金のうち5,178万3,000円は、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額の補填財源に充てるために処分することを定めています。

なお、予算に関する説明資料としまして、10ページ以降に、氷川町下水道事業予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、氷川町下水道事業予定貸借対照表、氷川町下水道事業予定開始貸借対照表などを掲載しておりますので、ご参照ください。

また、予算計上項目の詳細につきましては、参考としまして、歳入歳出予算事項別明細書を別に添付していますので、御参照ください。これで、議案第25号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第26号、第2次氷川町総合振興計画後期基本計画の策定について、御説明申し上げます。

第2次氷川町総合振興計画後期基本計画を別紙のとおり策定するため、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、第2次氷川町総合振興計画における基本計画については、施策の実効性を高めるため、前期基本計画の目標年次である令和4年度に見直しを行い、後期基本計画を策定することになっています。これは、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号に規定する、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定に該当する事件となるため、議会の議決を得る必要があるものであります。策定については、各種団体の長のほか、子育て世帯の方を含む20人の方を構成員とした審議会に対し、昨年8月、諮問を行い、3回の審議会を経て、答申をいただいたものです。

前期基本計画では5つの分野で62あった施策の体系について、後期基本計画では、関連があり一体的に推進すべきものを統合し、44の施策に整理したところです。

また、新たに、各分野の施設の基本方向ごとに現状と課題を取りまとめて記載するとともに、前期基本計画において112あった施策の方針を、105の取組方針として整理し、現状と課題が取組方針につながる構成といたしました。

なお、整理した105の取組方針には、コロナ禍における新たな生活様式の実践やデジタル化の推進など、社会情勢の変化を踏まえた14の新たな取組方針が含まれております。

この取組方針に基づき、各分野で事業を展開していくこととなります。これで、議案第26号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 議案の説明が終わりました。

これから質疑を行います。承認第1号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第9号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第10号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第11号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第12号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第13号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第14号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 1つお伺いをします。

第2条第3項は、支援金の引上げでありました。支援金を引き上げることによって、1人当たりの保険料の金額は上がるのでしょうか。平均は上がるのでしょうか。また、世帯当たりの保険料も上がるのでしょうか。上がる場合は、前年度と比べてどれくらい上がるのか、計算されていれば、お聞かせください。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 後期高齢者支援金等課税額の見直しにより、国民健康保険の課税限度額が引き上がります。ただし、2割と5割軽減措置の判定所得が見直されたことにより、軽減の対象となる世帯の範囲は広がります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 軽減措置の対象とならない世帯の後期高齢者支援金等課税額の限度額が上がる、ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） そういうことでございます。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第15号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第16号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） まず歳入からいいのでしょうか。

14ページ、55款、分担金、20目、土木負担金、圧送放流施設管理費の負担金は当初予算では99万5,000円が組んであったと思いますが、今回、29万4,000円の減額をされたのは経費が掛からなかったからだろうと思いますが、主な理由は何でしょうか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 圧送放流施設につきましては、東陽町にある施設に関する費用を八代市と折半して支払っているものでございます。当初予算を組みましたときには、修繕も見込んで計上しておりましたが、修繕が発生しなかったため、その分を減額したところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 15ページ、60款、使用料及び手数料、土木使用料の住宅使用料、現年度分が459万1,000円減額されています。当初予算と比較すると約10パーセントにあたりますが、減額された理由と、回収の見込みがあるのかどうかを含めてお答えください。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 当初予算につきましては、現在の入居者の所得見込み額を基に使用料を設定しておりましたが、その後、退去もございましたし、入居者の所得により住宅使用料は変動しますので、それを含んだ最終的な見込み額で459万1,000円の減額をしております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 使用料は入居者の所得金額に応じて変わるから、使用料が全部支払われたとしても、残り10パーセントは入らない見込みということで理解していいですか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） はい、そのとおりでございます。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 59ページ、20款、衛生費、5目、塵芥処理費、負担金補助及び交付金の生ごみ処理機の購入補助金が減額されていますが、実績を教えてください。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 今年度の補助実績は、今日現在で、生ごみ処理機については9台、コンポストについては14基となっております。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑ありませんか。三浦賢治君。

○8番(三浦賢治君) 125ページの住宅設備費の委託料について、地域優良賃貸住宅整備事業のアドバイザー業務委託料とありますが、氷川町全体の住宅のことを考えたアドバイザーでしょうか。それとも、特定の住宅のアドバイザーでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長(星田達也君) 御質問の地域優良賃貸住宅アドバイザー委託契約につきましては、建設を予定しております警察跡地の住宅建設に係る分でございます。

このアドバイザー契約といえますのは、来年度、警察署跡地に住宅を建設するため、PFI手法により民間の事業者を募集するわけですが、その募集をするにあたりまして、PFI法に則った実施計画書や要求水準書、募集要項を策定する必要がございます。そういった要項等を作るには、財務、法務、他分野に関して専門的な知識が必要となり、これを職員で策定するのは非常に困難であると判断し、この委託契約の予算を計上させていただいております。

なお、PFI事業を活用するほとんどの自治体が、アドバイザー委託契約を行っていることを申し添えておきます。以上です。

○8番(三浦賢治君) アドバイザー委託が出来ないと、次の工程には進めないということですね。それでいいですね。

○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長(星田達也君) はい。そのとおりでございます。

○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番(吉川義雄君) 76ページをお願いします。

15款、民生費、5目、社会福祉総務費、18節の負担金補助及び交付金、民生委員協議会補助金が組まれています。先日、熊日新聞に、時代に見合う人材確保ということで、民生委員不足の記事が載っていました。町の広報誌には、1つの地区で決定されていないと載っていたかと思います。なり手がないうちに、一定の費用を出さないと受け手も大変じゃないか、文通費は支給されるものの、年間で8万円程度である、という内容の新聞記事でした。そこで、町のこの補助金は、主にどういうことに使われるのでしょうか。

○議長(米村 洋君) 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長(岩本博美さん) 民生委員協議会の補助金につきましては、民生委員協議会の補助金要綱によって、業務運営の経費として補助をしております。民生委員活動への補助で、県の補助金がそこには含まれております。今回、挨拶運動の強化や赤ちゃん訪問などの新規事業が計画され、地域活動費の増額で交付請求がっておりますので、それに応じた予算を計上させていただいております。以上です。

○議長(米村 洋君) 吉川義雄君。

○6番(吉川義雄君) 民生委員は非常勤の地方公務員だが、同時に奉仕者としての位置づけのため報酬は出ないということ、この記事を読んで初めて知り、本当に大変だなというふうに思いました。町として出せる予算があれば、今後検討してもらいたいと思います。以上です。

○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。飯田健二君。

○1番(飯田健二君) 128ページ、40款、消防費、5項、消防費、15目、消防施設費、12節、委託料、防災行政無線保守点検委託料625万8,000円は、家庭に設置している防災無線のことでしょうか。それとも、消防団が使う無線機の

ことでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、瀧岡美智代さん。

○総務課長（瀧岡美智代さん） 消防防災無線全般の保守委託料でございます。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 消防団が使っている無線機については課題です。先日、立神地区で火事がありましたが、川上地区や吉野地区では無線機があまり機能しないということが課題になっています。業者さんがいらっしゃるはずですので、調べていただきたいと思っています。

○議長（米村 洋君） 総務課長、瀧岡美智代さん。

○総務課長（瀧岡美智代さん） ただいまの飯田議員からの御質問でございますが、デジタル化によりまして、防災無線が入らない部分があると聞いております。機能上、やむを得ないところがあるようですので、5年度予算で計上しております消防団のアプリを導入いたしまして、そちらで補填して、防災力の強化に努めていきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） では、これは解決していく見込みがあるということでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、瀧岡美智代さん。

○総務課長（瀧岡美智代さん） 会議でもそのような意見がございましたので、それを踏まえまして、今後、新しいシステム、アプリの導入によりまして、不足する部分を補っていくことを進めてまいります。

○議長（米村 洋君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 今の消防団に関連してのお尋ねですが、126ページに消防団の報酬の金額が出ておりますね。126ページの消防団の報酬費です。今朝、町長から消防団の定数に関して方針をお話いただいておりますが、報酬は470名分で算定してあるのでしょうか。それとも、現在の団員数で算定してあるのでしょうか。お教えいただきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 総務課長、瀧岡美智代さん。

○総務課長（瀧岡美智代さん） 当初予算計上額は、現在の定員640名で算定した金額でございます。

○議長（米村 洋君） 長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 消防団員は勤め人が大半を占めています。定員を満たすことは難しくなっている状況であると聞いております。今後、470名の定数を満たすことも非常に難しくなってくるものと思いますが、安心安全の消防団でございますので、人員を維持していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、承認第1号から議案第26号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から議案第26号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----
日程第31 請願第1号 物価高騰に見合う年金額引き上げを求める意見書を
国に提出していただくことを求める請願書について

○議長（米村 洋君） 日程第31、請願第1号、物価高騰に見合う年金額引き上げを求める意見書を国に提出していただくことを求める請願についてを議題とします。

紹介議員の発言を許します。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 物価高騰に見合う年金引き上げを求める意見書を国に提出していただくことを求める請願が、全日本年金者組合八代支部支部長、氷川町早尾、岡本晴美さんから提出されました。私、吉川義雄が紹介議員となりましたので、請願の趣旨弁明をいたします。請願書は、タブレットに入っていると思います。御覧いただきたいと思います。

物価高騰に見合う年金引き上げを求める意見書を国に提出していただくことを求める請願書。

政府は、昨年6月支給分、2022年度分から、年金支給額を0.4パーセント引下げました。この10年間で実質6.7パーセントもの減額になりました。

昨年11月時点で物価高騰は、1世帯、2人世帯以上平均で、年間9万6,000円の負担増になると試算されています。食料品やエネルギーを中心とした生活必需品の値上げ幅が大きく、家計への負担が重くのしかかっています。この値上げの状況は、今年になって更に勢いを増しています。年金が削減された中で、止まることを知らない物価高騰の影響を受け、年金受給者、高齢者の生活はかつてない困難に直面し、食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な事態となっています。

年金は、老後の生活を支えるとともに、そのほとんどが消費に回ることから、地域経済に与える影響も少なくありません。年金は下がり、物価は上がるという状況では、物を買わずに節約しようとするため、消費が冷え込み、地域経済にも大きな影響を与えます。また、年金だけでは生活が困難となり、生活保護を申請受給する高齢者が増えており、地方財政を圧迫する要因にもなっています。高齢化が進むもとで、年金は県民所得や家計消費で一定の比重を占めており、厚生労働省も、年金

の地域経済を支える役割を認めている状況です。

以上のことに御理解いただき、下記事項について、国に意見書を提出していただきますようにお願いいたします。

記、「2023年度年金改定は、物価上昇に基づき増額すること。以上」となっています。

紹介議員として、もう少し弁明をさせていただきたいと思います。

年金が物価上昇に見合わない理由は、マクロ経済スライドを3年ぶりに発動しようとしています。このマクロ経済スライドが発動されれば、物価上昇に見合った増額改定となるどころか、改定率は物価の上昇率よりも低くなります。マクロ経済スライドは、年金財政の収支を均衡させるという名目のもと、毎年度の公的年金額の改定率を物価や賃金の伸び率よりも低く抑えることで、公的年金額を目減りさせていく仕組みであります。

マクロ経済スライド発動で、少ない年金でやりくりしている年金者の生活は、更に悪化することは明らかであります。

経済評論家の加谷圭一さんは、インフレが進む中でも減額になった年金支給だが、現在の制度では、今後も、物価の上昇に年金が追いつかない状況が続くと述べておられます。

テレビでもそういった話をされていました。この人は、公的年金の支給額が2022年6月分から減額されている。年金減額は2年連続だが、物価上昇が顕著となる中、なぜ支給額が減らされているのだろうか。現在の公的年金は、物価と賃金に連動して上下する仕組みになっている。今年は、2022年度は4月以降、数多くの商品が値上げされており、現に2.5パーセント以上、物価が上昇した。それにも関わらず、年金が減っているのは、物価や賃金の変動分がすぐに支給額に反映されないからであると述べておられます。

また、22年度の年金支給額は、21年度の消費者物価指数と過去3年間の賃金変動率で決定される。つまり、支給される年金は、昨年度以前の経済状況を基準に決定される。昨年の消費者物価指数はマイナスだったと。過去3年間の平均賃金はマイナス0.4パーセント。この低い方を優先するルールになっている。だから、2022年度の年金は減ったと述べておられます。

マクロ経済スライドは、実質的に、減額制度と言われています。現在、公的年金は物価と賃金に合わせて支給を変動させる、この制度を実施しています。仮に物価や賃金がプラスになっても、減額制度が発動されれば、物価や賃金の上昇分ほどには年金は増えない。簡単に言うと、今の制度を続ける限り、物価上昇に年金が追いつかない」、このように言っておられます。

私もそのとおりだと思います。日本の公的年金は、現役世代が支払った保険料で、高齢者の生活を支える仕組みになっており、自身が支払った保険料を積み立てて、後で受け取るという方式ではありません。このため、高齢者の数が増え、年金財政が悪化する、こういう欠点があります。

令和2年度国勢調査で、氷川町の人口は1万1,094人で、うち、高齢人口65歳以上の人は4,298人です。熊本県の高齢化率は31.6パーセントで、氷川町はなんと39.6パーセントです。

今後ますます高齢化が進んでいきます。老後を安心して暮らせるようにするためにも、物価高騰に見合う年金の引上げは、私は必要だと考えています。

議員の皆さん、高齢者の皆さんの心情をぜひ御理解いただき、この請願に賛同し

ていただきますようお願いをいたしまして、請願の趣旨弁明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 請願第1号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

請願第1号は、産業建設厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時20分